

平成27年度から子ども・子育て支援新制度がスタートします

国の新制度に基づき、市では、すべての子どもたちが笑顔で成長し、すべての家庭が安心して子育てでき、育てる喜びを感じられるために、さまざまな支援を行います。

子ども・子育て支援新制度とは

この新制度は、乳幼児期の教育・保育の総合的な提供や、待機児童対策の推進、地域での子育て支援の充実を進めていくものです。

国が示す新制度のポイント

■認定こども園の普及
認定こども園とは幼稚園と保育所の良さをあわせ持つ施設で、保護者が働いている、働いていないに関わらず利用できます。

■地域の子育てニーズに応じた子育て支援を充実
急な用事や短期の就労などの際に利用できる「一時預かり」、気軽に子育て相談や親子同士で交流できる「子育てひろば」など、ニーズに合わせた身近な支援の場を増やしていきます。

■多様な保育の確保による待機児童の解消
地域のニーズに合わせた認定こども園の普及に加え、少人数の子どもを預かる小規模保育などを新たに支援して、待機児童の多い3歳未満児の保育を増やします。



新制度による変更点

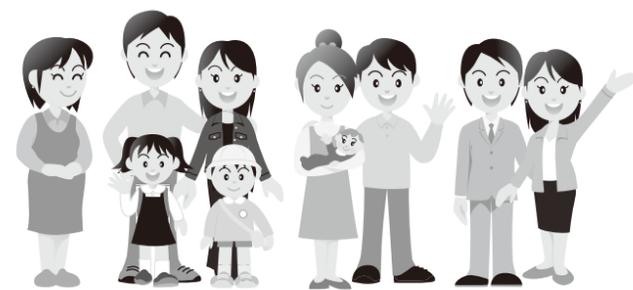
幼稚園を利用する場合の変更点は、表1のとおりです。また、認可保育所を利用する場合の変更点は表2のとおりです。

表1 幼稚園を利用する場合の変更点

変更前	変更後(平成27年度から)
施設が設定 ※就園奨励費あり	施設により次のいずれか ①新制度に移行する私立幼稚園 ※利用者の所得に応じて市が設定 ※就園奨励費なし ②新制度に移行しない私立幼稚園 ※施設が設定 ※就園奨励費あり
希望する施設に直接申し込み	希望する施設に直接申し込み ※上記①の場合、申し込みの際に「認定」の申請が追加

表2 認可保育所を利用する場合

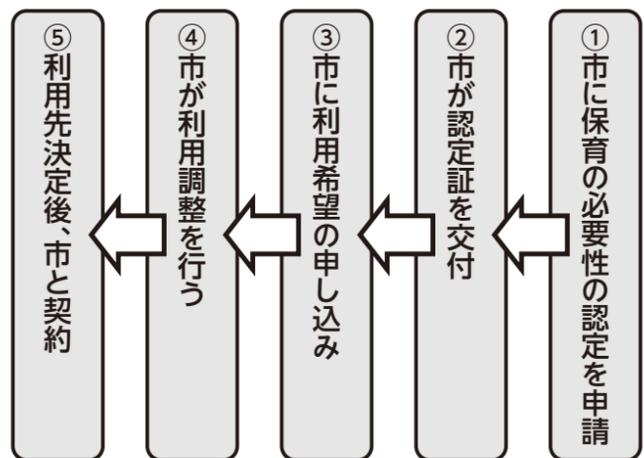
変更前	変更後(平成27年度から)
11時間以内	保護者の就労などにより次のいずれか ①標準時間[11時間以内](フルタイムの就労を想定) ②短時間[8時間以内](パートタイムの就労を想定)
所得に応じて市が設定	所得に応じて市が設定 ※現在の利用料金を基本に、上記②の場合は、①より低額となる予定
市に利用申し込み	所得に応じて市に利用申し込み ※申し込みの際に「認定」の申請が追加



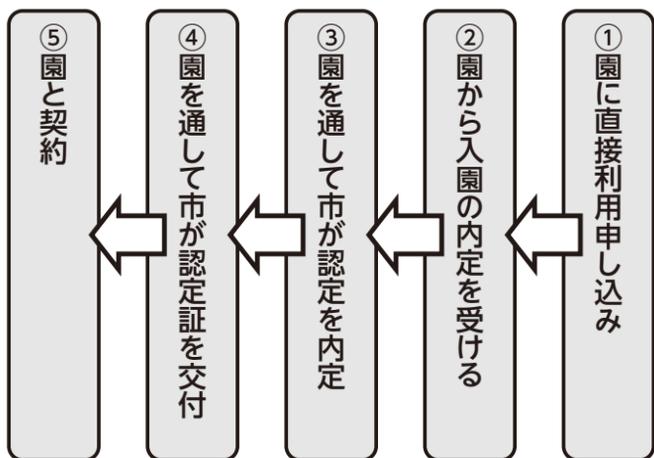
新制度の利用の流れ

新制度に移行する幼稚園、認定保育所などを利用する際は、「認定」を受けることになります。

■認可保育所などで保育を利用希望の場合(2号・3号認定)



■新制度に移行する幼稚園などを利用希望の場合(1号認定)



問 子育て支援課 ☎839

Q & A

子ども・子育て支援新制度に関するよくある質問にお答えします。

- Q 幼稚園・保育所を利用するにはどうすればいいですか?
A 平成27年度の入園手続きは、平成26年11月頃を予定しています。
- Q その際、施設(新制度に移行する幼稚園、保育所、認定こども園)の利用を希望する保護者の方が、利用のための「認定」を受けることになり、3つの認定区分(表3)に応じて施設の利用先が決まります。
- Q なお、利用手続きが変更になりますが、幼稚園・保育所での教育・保育の内容は変わりません。
- Q 幼稚園や保育所の利用料金はどうなりますか?
A 皆さんにご負担いただく費用(保育料など)は、所得に応じて、国の基準をベースに市が設定します。なお、利用料金は、現行の負担額と同程度の料金設定を予定しています。
- Q 今ある幼稚園は、どうなりますか?
A 既存の幼稚園は、次の中から事業者が選択します。新制度に移行する幼稚園・認定こども園に移行する幼稚園
- Q 幼稚園や保育所を利用しない家庭でもサービスを受けられるのですか?
A 地域子育て支援拠点や一時預かりなど、保育が必要なお子さんだけでなく、在宅での子育てをしている方への支援も継続していきます。

表3 3つの認定区分

1号認定	教育標準時間認定	お子さんが満3歳以上で、教育を希望する場合(利用先…幼稚園・認定こども園)
2号認定	3歳以上・保育認定	お子さんが満3歳以上で、保育の必要な事由に該当し、保育を希望する場合(利用先…保育所・認定こども園)
3号認定	3歳未満・保育認定	お子さんが満3歳未満で、保育の必要な事由に該当し、保育を希望する場合(利用先…保育所・認定こども園など)

※新制度に移行する幼稚園・認可保育所の入所の手続きの日程などの詳細は、広報やしお10月号でお知らせします。